

第2章 鉄軌道交通の安全に関する施策

第1節 鉄軌道交通環境の整備

1 線路施設等の点検及び整備

鉄軌道交通の安全を確保するためには、基盤である線路施設について常に高い信頼性を確保する必要があり、土砂崩壊、落石、雪崩等による施設の被害を防止するため、防災設備の整備を促進するとともに、鉄軌道事業者に対し、適切な保守及び整備を実施するよう指導する。

地方中小鉄道については、平成14～15年度に実施した安全性緊急評価の結果に基づき策定した保全整備計画により、施設、車両等の適切な維持・改修等の促進を図る。

駅施設等については、高齢者、身体障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、転落防止設備等の整備によるバリアフリー化を推進するとともに、プラットフォームからの転落事故に対しては、列車の速度が高く、かつ、1時間当たりの運行本数の多いプラットフォームについて、非常停止押しボタン又は転落検知マットの整備、プラットフォーム下の待避スペースの確保など適切な安全対策の推進を図る。

る。

2 運転保安設備の整備

列車運行の高速化・高密度化に対応し、列車運行の安全確保を図るため、列車集中制御装置（CTC）の整備を促進するとともに、既設の自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備を行う。

3 鉄道構造物の耐震性の確保

鉄道構造物の耐震性を確保するため、新設構造物については耐震設計基準（平成10年）を適用するとともに、既存構造物については高架橋等の耐震補強を適切に実施するよう鉄道事業者に対し指導する。

4 地下鉄道の火災対策の推進

地下鉄道の火災対策基準に適合していない地下駅等について、引き続き所要の火災対策施設の整備促進を図る。

第2節 鉄軌道の安全な運行の確保

1 乗務員及び保安要員の教育の充実及び資質の向上

鉄軌道の乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容及び教材について、教育成果の向上を図るよう指導する。また、乗務員及び保安要員の適性の確保を図るため、適性検査を定期的実施するよう指導するとともに、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。

2 列車の運行及び乗務員等の管理の改善

列車の運行状況を的確に把握し、輸送障害等の異常時に際して、鉄軌道事業者が迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう教育訓練を強化すると

ともに、運行管理体制の充実を図るよう指導する。

また、乗務員等がその職務を十分に果たし、安全運転を確保できるよう、就業時における心身状態の把握を確実に行うなどにより、職場における安全管理を改善するよう指導する。

さらに、平成9年度から「鉄道係員に関する安全指針整備のための調査研究」を行っており、17年度は、運転士等に対する眠気や漫然運転等による運転ミスについて調査研究し、鉄道の安全を図るよう指導する。

3 鉄軌道交通の安全に関する知識の普及

踏切事故等鉄軌道の運転事故及び置石・投石等の

鉄道妨害，線路内立入り等の外部要因による事故を防止するためには，踏切道の安全通行や鉄軌道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため，鉄軌道事業者に対し，学校，沿線住民，道路運送事業者等を対象として全国交通安全運動等の機会をとらえて，ポスターの掲示，チラシ類の配布等による広報活動を積極的にを行うよう指導する。

また，建設工事・保守作業等施設の建設・保守に携わる作業員についても安全対策の徹底を図るよう，鉄軌道事業者を指導する。

4 鉄軌道事業者に対する保安監査等の実施

鉄軌道の安全運行を確保するため，鉄軌道事業者に対し保安監査を実施し，施設及び車両の保守管理の状況，運転取扱いの状況，乗務員等に対する教育訓練の状況，安全管理体制等について適切な指導を行う。また，重大な事故の発生等緊急的な課題に対しても，速やかにかつ重点的に保安監査を実施し，問題点を抽出したうえで所要の指導をするなど，保安監査をより機動的かつ効果的に実施する。

また，鉄軌道事業者の事故情報の交換，効果的な事故防止対策の検討等を行うため，鉄道保安連絡会議を定期的に開催する。

5 鉄道事故原因の究明及び未然防止対策の推進

航空・鉄道事故調査委員会は，鉄道事故及び鉄道

事故の兆候（重大インシデント）の原因究明を行うことにより，事故の再発防止に寄与することを目的としており，鉄道事故等が発生した場合には，運行の状況，鉄道施設及び車両等について多角的な事実調査を行うとともに，必要な試験や研究を行い，これらの結果を総合的に解析して報告書を作成し，公表する。

また，事故等調査能力の向上のため，鉄道事故調査官及び地方運輸局の関係職員の研修等を実施し，鉄道事故調査体制の充実に努める。

さらに，鉄道事故等報告規則等に基づいて報告される鉄道事故等の情報についても収集整理し，鉄軌道事業者等の関係者で共有することにより，事故の未然防止を図るとともに，安全施策への反映に努める。

6 気象情報等の充実

鉄軌道交通に影響を及ぼす自然現象について，的確な実況監視を行い，適時・適切に予報・警報等を発表・伝達して事故の防止及び被害の軽減に努めるとともに，これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため，第1部第1章第3節6（3）で述べた施策を講じる。

第3節 鉄軌道車両の安全性の確保

1 鉄軌道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の改善

科学技術の進歩，交通環境の変化に対応して鉄軌道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の点検及び見直しを行う。さらに，鉄軌道車両に導入された新技術及び安全性に関する検討の成果を速やかに技術基準に反映させる。

2 鉄軌道車両の検査の充実

鉄軌道の車両の検査については，鉄軌道事業者に対し，新技術を取り入れた検査機器を導入することによる検査精度の向上，鉄軌道車両への新技術の導入に対応した検修担当者に対する教育訓練の充実及び鉄軌道車両の故障データ等の科学的分析結果の保

重大インシデント

結果的に事故に至らなかったものの，事故が発生するおそれがあったと認められる事態のうち重大なもの